

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モンゴル国（以下、モンゴル）では、2010 年代前半の鉱物資源開発の発展により急激な経済成長が見られ、その経済成長を基盤とした貧困削減に取り組んできた。世界銀行の示す指標によると、貧困率については 2010 年の 38.8%から 2014 年の 21.6%まで減少した¹。しかしながら、その後の経済成長の低迷により、2020 年の貧困率は再び 27.8%まで上昇している。モンゴルでは、1924 年から 1992 年まで続いた社会主義を背景として、社会福祉サービスや現金給付（以下、社会福祉サービス等）を中心とした社会保障制度が乱立しており、2018 年の世界銀行の報告書によると、社会福祉支出が GDP に占める割合の全世界の平均は 1.54%であるのに対し、モンゴルでは 2.52%と高い割合を占めている。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響から国民の生活を守るため、社会福祉サービス等の拡大措置を行った影響もあり、2020 年の GDP に占める社会保障支出の

¹ World Bank (March 2020), Mongolia Poverty Update, p.18, PDF

割合は4.3%にまで上昇し、前年の2.4倍に膨れ上がっている。モンゴル政府は、財政に占める社会福祉支出割合の軽減のため、職業斡旋機関への登録を現金給付の受給条件にするといった「福祉から雇用へ」の転換に向けた取り組みを行っているが、社会福祉サービス等の給付が停止する恐れのある世帯・者を就労に繋げるための制度が十分に整っていない。

このような状況の下、モンゴル政府は2022年に社会福祉法および雇用促進法の改正を行い、社会福祉サービス等の給付を生活の拠り所とする生活困窮世帯・者を対象とした就労支援制度の充実化を目指している。社会福祉法の改正により、何らかの理由により直ちに就労に繋がるのが困難な者を抱える世帯・者に対し、就労の準備に必要な支援を実施するための自立支援プログラムの新規導入が見込まれている。また、雇用促進法の改正により、既存の就労促進プログラムを改善し、小規模ビジネスの起業支援拡大や女性の就労促進を中心とした就労サービスの拡充を目指している。しかしながら、モンゴル政府は、生活困窮者に対する自立支援や就労促進に関して十分な知見を有しておらず、日本国政府に対して、「生活困窮者のための就労を中心とした自立支援システム強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施について協力要請がなされた。

本プロジェクトは、今後モンゴル政府が策定予定の自立支援プログラムおよび改善予定の就労支援プログラムについて、就労の準備に必要な支援を提供する自立生活支援に知見のある日本および他国の知見を集約し、モンゴルの文脈に沿った制度設計を行うための協力を実施するものである。両プログラムの実施により、生活困窮世帯・者が経済的に自立した生活を営めるようになることが期待されている。また、モンゴル政府が掲げる「福祉から雇用へ」の転換が推し進められ、社会福祉予算の支出削減による財政の健全化が期待されている。

本詳細計画策定調査では、モンゴル政府が実施予定の法改正の動向、新たに導入される予定の自立支援プログラムの詳細を確認のうえ、同国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。これを基に、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評

価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年8月下旬～2022年9月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② モンゴル側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(日本語・英語)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣の7営業日前までにJICAに提出し、承認を得ること。なお、モンゴル政府機関に提出する質問票はJICA事務所を通じて日本語からモンゴル語に翻訳し、現地業務開始の2営業日前までに先方関係機関等へ配付することを想定している。また、その他のドナー機関等には英語版の質問票を現地業務開始の2営業日前までに配布することを想定している。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年9月中旬～2022年10月上旬)

- ① JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (WB、ADB、NGO等) の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions)) を他分野の団員とと

もに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、R/D案の添付資料であり、プロジェクト実施内容を説明するPDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAモンゴル事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年10月上旬～2022年10月中旬）

- ①帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

2022年10月14日（金）までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年9月18日～10月2日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、現時点でモンゴル入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：日本語⇄モンゴル語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、本業務従事者によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・モンゴル国 ポストコロナ時代の社会保障分野に関する新規支援検討に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12359071.pdf>

- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム (hmghs@jica.go.jp) にて配布します。
- ・ モンゴル政府からの要請書・PDM (案)
 - ・ 2022 年 4 月に実施した現地調査に関する資料

- ③ 契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に

業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上